

議員案第44号

閣僚の政治資金等に関する疑惑の全容究明を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月21日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

た ゆ 久 貴

片 山 かおる

閣僚の政治資金等に関する疑惑の全容究明を求める意見書

閣僚や副大臣らの疑惑が次々と明らかになっている。

政治資金問題や世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会、以下「統一協会」という。）との関係で追及されている秋葉賢也復興相に続き、井野俊郎防衛副大臣に公職選挙法違反の疑いが浮上した。松本剛明総務相の政治資金パーティーをめぐる疑惑なども払拭されていない。首相の任命責任が厳しく問われる事態である。

秋葉復興相は8月の内閣改造で初入閣する際、統一協会との接点を明らかにしていなかったものの、令和4年11月25日公表の政治資金収支報告書で、秋葉氏が代表の自民党支部が2021年に統一協会の関係団体に2万4千円を「会費」として支出していたことなどが発覚した。秋葉氏側は月刊誌購読料だったと訂正したが、同誌は1冊800円で年間購読料と額は一致しない。一方、「会費」は月2千円なので計算は合致する。

秋葉氏は、自民党の点検でも統一協会への会費の支出は一切ないとしていた。この説明が虚偽だったことは濃厚であり、閣僚としての資格が問われる事態と言わざるを得ない。

秋葉氏は政治資金をめぐる疑惑でも、親族に事務所費を支払っていた問題などが国会で取り上げられた。昨年の衆議院総選挙で秘書2人に車上運動員として報酬を払ったことも追及されている。秘書の勤務実態によっては公選法違反となるが、秋葉氏は、記録は残っていないとまともに説明しておらず、疑惑は深まるばかりである。

また、岡田直樹地方創生相には、選挙区（石川県）内に設置した広報掲示板の管理料とした地元有権者への支出が、公選法違反の寄附にあたる疑いが指摘されている。

松本総務相は、会場収容人数を超えるパーティー券を販売したことなどが政治資金規正法違反にあたりとされている問題について「適切に処理している」と主張するが、詳細は語っていない。

さらに、岸田首相と斉藤鉄夫国土交通相には、昨年の総選挙の選挙運動費用収支報告書に、宛名やただし書の記載のない領収書が多く添付されていることが判明した。統一協会との関係が問われている井野防衛副大臣については、秘書が選挙区（衆院群馬2区）内で議員の代理として香典を配っていた公選法違反の疑惑が報じられている。

JNNが5日報じた岸田内閣の支持率は34.2%で、4か月連続で過去最低を更新した。支持できないという人は61.9%と初めて60%台、1か月あまりで閣僚3人が辞任したことについては77%が岸田首相に任命責任があると答えている。もはや内閣総辞職も含めて責任をとらざるを得ない事態と言わざるを得ない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、首相を始めとした閣僚の統一協会及び政治資金等の疑惑について、その全容を解明するとともに、首相の任命責任を明らかにすることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様

議員案第45号

学校現場において「屋外ではマスクの着用は原則不要」とする政府方針
の周知徹底を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月21日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

齋 藤 康 夫

古 畑 俊 男

森 戸 よう子

学校現場において「屋外ではマスクの着用は原則不要」とする政府方針
の周知徹底を求める意見書

学校におけるマスクの着用は、基本的な感染対策の一つとして文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び東京都教育委員会の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」に従い対策がなされている。厚生労働省は2022年5月25日に主に熱中症対策として、屋外では原則不要との見解を関係機関に通知したが、社会への周知や学校現場での声かけが徹底されておらず、酷暑の中でもほとんどの児童生徒が登下校時にもマスクを着用し、運動時においても同様の姿が見られた。12月現在も状況は何も変わっておらず、子どもたちのマスク着用は完全に常態化している。

長期間のマスク着用が子どもの健全な発達に悪影響を及ぼす可能性について、多くの保護者や教員が懸念し、専門家からも指摘されている。しかし、学校現場での対応は、感染症拡大防止を優先し、そのデメリットについては十分に検討されていない。

マスク着用の常態化により年齢が上がるにつれ「マスクをしていないと落ち着かない」、「人前でマスクを外すことに抵抗がある」という子どもが増え、むしろ外すことが困難な状態になっている。

10月14日に厚生労働省は、基本的な感染症対策はメリハリをつけることとし、「屋外では季節を問わずマスクの着用は原則不要」とするリーフレットを公開した。加藤厚労大臣は会見で、「しっかりとPRしていかなければならない」と周知不足の認識を示している。学校現場においても関係者全員に対し分かりやすく広報すべきである。

よって、小金井市議会は、東京都及び東京都教育委員会に対し、学校では季節を問わず、登下校時や体育の授業などの運動時はマスクを外すこととしている旨を児童生徒、教職員、保護者など学校関係者及び地域住民へ周知を徹底すること、周知に当たっては、本人の意思に反して着脱を強いることがないよう、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 児童生徒及び保護者に対し、マスクを着用すること、着用しないことは、共に強制するものではないことを丁寧に説明すること。
- 2 学校におけるマスクの着用に関する対応について、児童生徒及び保護者に丁寧に説明するとともに、マスクを着用できない又は外せない児童生徒等については、児童生徒及び保護者の意向を確認し、校内で共通理解を図ること。
- 3 児童生徒等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報を元に発達段階に応じた適切な指導を行うとともに、マスクを着用できないこと又は外せないことについて、児童生徒等が相互に理解し合えるよう努めること。
- 4 マスクを着用できないこと又は外せないことに対する偏見を持たないなど、児童生徒等が互いの人権に十分に配慮できるよう必要な指導を行うとともに、偏見によるいじめが発生することのないよう、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に則り、適切に対応すること。
- 5 不安を抱える児童生徒等については、スクールカウンセラー等を活用するなど、組織的な対応を図ること。児童生徒が悩みを抱えたときに、必要な相談先を探ることができるよう相談窓口について周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

東京都知事 様
東京都教育委員会教育長 様

議員案第46号

統一協会の被害を根絶するため、実効性ある救済制度にし、政治家との癒着の全容解明を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月22日提出

小金井市議会議員

安田 けいこ

水上 洋志

片山 かおる

統一協会の被害を根絶するため、実効性ある救済制度にし、政治家との癒着の全容解明を求める意見書

世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会、以下「統一協会」という。）の被害者救済法が成立した。しかし、内容は被害の実態に照らし不十分だと指摘がされている。実効性が明確でないことが問題である。

最大の問題点は、第1に、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第4条の寄附勧誘の禁止行為について、いわゆる困惑類型のみを対象としていることである。寄附の勧誘をするに際し、不安をあおり又は不安に乗じて、寄附が必要不可欠と告げることによって、困惑させてはならないなど全ての要件がそろわなければ取消権は認められず、政府の勧告・命令の対象にもならない。これでは、植え付けられた責任感や使命感によって進んで献金させられている統一協会被害者とその家族を救済できるのか重大な懸念が残る。困惑類型に固執せず、マインドコントロール（洗脳）下の寄附勧誘を明確に禁止とすべきである。

第2に、自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥らせないことなどを同法第3条の配慮義務に留めたことである。これは明確に禁止行為とし、取消権、また政府の勧告・命令の対象にするべきである。

第3に、取消権の時効が10年と短いことである。民法の原則どおり20年とするべきである。

他に、子どもや配偶者に生じた被害の救済では取り戻せる範囲が養育費などに限られ金額が少ないことや、寄附した親が無資力であることなど要件が厳しいこと、未成年の宗教二世が親による寄附の取り消しをしようとしても事実上困難なことなどの課題もある。統一協会に対して高額寄附を受け取った場合の帳簿の作成と公開の義務付けも必要である。

また、参考人質疑で被害者が被害を訴え続けてきた理由を「被害拡大の張本人の与党側に（被害救済の）動きがみられないから」と述べていることも重大であり、政治家と統一協会との癒着関係を全容解明し、全ての関係を断つべきである。併せて、統一協会に税制上の優遇を止めるため、政府は速やかに統一協会の解散命令を裁判所に請求するべきである。全ての被害者を救済し、被害を根絶することが重要である。被害者からはこれで「本当に実効性が伴うのか」と声が上がりに、弁護士からもこれでは「ほとんど役に立たない」と指摘されている。こうした課題が残された法律は、早急な見直しが必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 実効性のある救済制度をつくること
- 2 政治家との癒着関係を全容解明し、全ての関係を断つこと
- 3 解散命令を請求すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内 閣 総 理 大 臣 様
文 部 科 学 大 臣 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）様

議員案第47号

原発推進の「今後の原子力政策の方向性と実現に向けた行動指針」に抗議し撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月22日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

片 山 かおる

森 戸 よう子

原発推進の「今後の原子力政策の方向性と実現に向けた行動指針」に抗議し撤回を求める意見書

2022年12月8日、経済産業省資源エネルギー庁の原子力小委員会において、今後の原子力政策の方向性と実現に向けた行動指針が概ね了承された。原発立地地域の支援、原発運転期間原則40年ルール緩和、次世代革新炉の開発を名目とした原子力産業への公的リソースの投入、プルサーマルの推進、官民あがての海外プロジェクトへの参画支援などが盛り込まれている。

指針には、立地地域との共生がうたわれているが、従来、原子力関連では多額の交付金がばらまかれ、地域経済を原発依存に傾け、地域の健全な発展を阻害してきた面がある。老朽原発の稼働やプルサーマルの受け入れなどに対して、交付金を拡充する案は地域振興の名のもとに、リスクの受け入れを地域に押し付けることにほかならない。

現在、原則40年、1回に限り20年の延長可能と規定されている原発の運転期間を、停止期間を除外し、60年を超える運転延長を可能にする方針は、福島第一原発事故の教訓として核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に盛り込まれた最低限の安全規制を揺るがすものである。停止していたとしても、原発の各施設・部品は劣化し、過去には配管破断の事故・トラブルも多く発生している。交換できない部品も多く、電力会社が点検できる範囲も限定的である。

新たな運転期間の制度は、経済産業省が所管する電気事業法に盛り込まれるとみられており、これにより、運転期間を認可するのは経済産業省となり、原子力を利用する立場の省庁が規制をするという構造に疑問の声が上がっている。

次世代革新炉の研究開発については必要性和実現可能性に疑問がある投機的な研究開発に、税金を始めとした巨大な公的リソースを費やし、1兆円を超す国税が投じられながら、ほとんど動くことなく廃炉が決まった高速増殖原型炉「もんじゅ」の失敗を繰り返すことになる。革新型軽水炉に関しても、従来の原発の延長線上でしかない。原発を新設すれば、解決不能な核のごみを長期にわたって出し続けることになる。

プルサーマルは、本来ウラン燃料を燃やすはずの炉で異質な核特性をもつプルトニウムを燃やすもので、通常のウラン燃料よりはるかに危険になる。使用済みMOX燃料の熱量は高く、移動できるようになるまでに100年以上、原発敷地内のプールで冷却しなければならない。また現在日本国内で使用済みMOX燃料を処分できる施設はない。「もんじゅ」は廃止となり、六ヶ所再処理工場は26回も竣工が延期され、核燃料サイクルは実質破綻しているにもかかわらず、その失敗を認めずにプルサーマルに固執し、リスクとコストを住民や国民、何よりも未来を生きる子どもたちに押し付けることは許されない。

経済産業省は、エネルギー供給における自己決定力の確保をうたい、エネルギー安全保障の観点から原発を推進しているが、核燃料を輸入に頼り、核施設は武力攻撃のターゲットにもなりえる。大規模集中型の電源である原発は、一たび事故やトラブルが生じればその影響は広範囲に及ぶ。気候変動対策としても、電力需給ひっ迫対策としても、原発は誤った選択肢である。

福島第一原発の事故は収束しておらず、事故の被害は継続している。私たちは今一度、福島第一原発事故の惨状を思い起こし、当時の議論を振り返り、真に持続可能なエネルギーの未来のために、市民が主体となり、社会的な議論を進める必要がある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、この行動指針に強く抗議し、撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様

議員案第48号

東京都による新築物件への太陽光パネル等の設置義務化の中止・撤回に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月22日提出

小金井市議会議員

渡 辺 大 三

高 木 章 成

東京都による新築物件への太陽光パネル等の設置義務化の中止・撤回に関する意見書

東京都においては、新築物件の屋根に太陽光パネル等設置の義務付けが進められている。東京都議会は、2022年12月15日に、ハウスメーカー等特定建築主に再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準に適合するよう措置を講ずる義務を課す、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を賛成多数で可決し、同条例は令和6年4月以降、順次施行されることとされた。しかし、パブリックコメントでも多数の反対意見が寄せられているように、今や太陽光発電には問題が山積している。太陽光パネル等の設置義務化に当たっては、主に、人権、経済、防災の観点から問題がある。

1 中国政府によるジェノサイド・人権弾圧への加担を都民に義務付けることにならないか。

現在、世界の太陽光パネルの8割は中国製、半分は新疆ウイグル製と言われている。国際エネルギー機関の本年7月の報告によれば、中国製のシェアは今後更に上がり、95%にも達する見込みである。

他方、新疆ウイグル自治区における少数民族へのジェノサイド・人権弾圧の証拠は、国際社会が認めるところとなっている。先進諸国は軒並みジェノサイドを認定し、非難決議をしている。国連においても、人権高等弁務官事務所が「深刻な人権侵害が行われている」などとした報告書を8月末に公表した。強制労働（ジェノサイドの一部）と太陽光発電パネル製造の関係が明確に指摘されている。

米国では、ジェノサイドを問題視し、新疆ウイグル自治区で製造された部品を含む製品は何であれ輸入を禁止するウイグル強制労働防止法を6月21日に施行した。かかる現状において、都が太陽光パネルを都民に義務付けるならば、それは事実上、ジェノサイドへの加担を義務づけることになる。

都は、太陽光パネルについて、その設置を義務付けるよりも、むしろ、米国と同様に、「新疆ウイグル自治区で製造された部品を含む太陽光パネルの利用禁止」を公共調達や事業者において義務付けるべきである。

都はこれまで関係事業者へのヒアリングにおいて「新疆ウイグル自治区の製品を使っていない」旨の回答を得ているが、係るヒアリングだけでは全く不十分である。結果として、都民・事業者をジェノサイド・人権弾圧に加担させることになった場合、都はどのようにしてその責任を取るのだろうか。

2 国民・都民への負担が巨額に上るのではないか。

国土交通省の試算に基づけば、条件の良いところであれば、150万円のパネルを設置した場合、15年で元が取れるとされているが、建築主は元が取れても、一般国民の巨額の負担に依存するものである。太陽光発電による電力の本当の価値は50万円程度しかない。残りの約100万円は一般国民の負担である。係る負担の在り方が歪むのは、「再生可能エネルギー全量買取制度」を含め電気料金制度全体が、今のところ太陽光発電に極めて有利なように設計されているからだ。太陽光発電の電力としての価値はいわゆる「回避可能費用」の分だけであり、50万円程度に過ぎない。

係る事実が明らかになり、国民全般に負担を強要し迷惑をかけることを、都民、

事業者に望まない新築物件への太陽光パネル設置を義務付けることで、国民全般にどの程度の巨額の負担が掛かるのか、都は明らかにすべきである。

3 水害時に人命が失われるのではないか。

都内では大規模水害が予測されている。江戸川区などでは最大で10メートル以上の浸水が1～2週間続くおそれがあると想定されており、水没した太陽光発電設備に感電・漏電の危険があることは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の調査で明らかになっている。

感電・漏電による二次災害、感電の危険による避難・救助の遅れなどで、人命が失われる事態が想定される。水害の恐れのある地域において、太陽光パネルの設置を義務化すべきではなく、むしろ禁止すべきである。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、新築物件への太陽光パネル等の設置を義務化につき、直ちに中止・撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

東京都知事様

議員案第49号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月22日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

宮 下 誠

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障がいが残ることもあるとも言われている。治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第50号

知的障がい者及び知的障がい行政に対する国の対応拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月22日提出

小金井市議会議員

五十嵐 京子

宮下 誠

片山 かおる

知的障がい者及び知的障がい行政に対する国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要綱を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

議員案第51号

度重なる保育園での園児虐待等、子どもの人権侵害事案の徹底解明を求め、早急な再発防止策を講ずることを強く求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月22日提出

小金井市議会議員

古畑俊男

片山かおる

度重なる保育園での園児虐待等、子どもの人権侵害事案の徹底解明を求め、早急な再発防止策を講ずることを強く求める意見書

昨今、全国各地で保育園等での園児虐待事件が次々と発覚している。

とりわけ、静岡県裾野市の認可保育園に勤務していた3名の保育士が、園児に対し、身体的精神的虐待を行ったことで逮捕された事件は、常軌を逸した人権侵害事案と言わざるを得ない。

本件は、事件を起こした3名の保育士の行為に対する問題だけでは済まされない。

事件を起こした保育園の園長は、他の職員に対し、事件の口外をしないことを求めていることや、市の担当者は、市長への報告が事件から3か月以上経過し、市民への公表が遅れるなど初動対応に大きな問題を残した。

事件を起こした保育士はおろか、それを隠蔽しようとした保育園の管理責任者、そして指導監督を行う行政の緩慢な対応など、問題は複雑かつ多岐に及んでいる。

この事件の背景は、子どもの人権に対する事件を起こした保育士の意識の低さはもとより、密室での保育の在り方や、現場における慢性的な人手不足による労働環境の低下等による複層的影響があることは明らかである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、保育園での園児虐待に至る原因の徹底解明を求め、保育の現場から虐待を根絶し、このような悲惨な人権侵害事案を未然に防止するための早急な対策を講ずるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第52号

臨時国会で成立した障害者総合支援法等改正一括法の早期見直しを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年12月22日提出

小金井市議会議員

坂井 えつ子

片山 かおる

森戸 よう子

臨時国会で成立した障害者総合支援法等改正一括法の早期見直しを求め
る意見書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案が賛成多数で可決された。

本法案が障害者総合支援法や障害者雇用促進法、精神保健福祉法等の5本の法律の「一括法案」となったことに、多くの障がい者団体から「私たちの声を封じることになりかねない」との声が上がった。

また、法案の中身についても、グループホーム利用者が希望する生活の継続・実現を推進することや難病患者の医療体制の適切な確保など、それぞれの障がい当事者や団体から多数の改善を求める声が上がった。

とりわけ精神保健福祉法の改正では、医療保護入院制度の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待についての通報義務等を定めようとしているが、精神障がい者の人権を擁護する点で不十分であるという指摘がなされた。

国連障害者権利委員会の総括所見は、「心理社会的障害（精神障害）のある人の強制的な扱いを正当化する全ての不当な法的規定を廃止すること」など改善することが勧告されているが、こうした所見は改正法には反映されていない。

法案の修正を求める声を背景に、衆議院では30項目、参議院では31項目の附帯決議が可決され、両院ともに政府の適切な措置を求めている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、国連障害者権利委員会の総括所見を真摯に受け止め、当事者・当事者団体、関連する専門家も含め、改めて法律の早期見直しを求めるものである。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
内 閣 官 房 長 官 様
厚 生 労 働 大 臣 様

議員案第53号

心身障害者福祉手当の過払いに関して、行政責任を明らかにすることを
求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和4年12月26日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

坂 井 えつ子

五十嵐 京 子

宮 下 誠

渡 辺 大 三

森 戸 よう子

心身障害者福祉手当の過払いに関して、行政責任を明らかにすることを
求める決議

2022年12月8日、市は心身障害者福祉手当に関して17件、約505万円の過払いがあったことを発表し、その後、新たに1件が判明した。

小金井市心身障害者福祉手当条例第2条は、手当を支給しない場合について「規則で定める施設に入所しているとき」と規定し、第9条は、その場合の受給資格の消滅を規定し、第11条は、その場合の受給者の届出義務を規定しているが、施設入所者に対して手当が支給されていたことが判明したものである。

一方、小金井市心身障害者福祉手当条例施行規則第12条は「受給者は毎年6月1日から7月31日までの間に、心身障害者福祉手当認定申請書（現況届）に前年の所得の状況を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。」と規定しており、現況届の提出がないにもかかわらず手当の支給が続いていた。

本来であれば、多摩26市の大半の市で実施されているように、手当受給者に対して、毎年、現況届のための書類を送付するか、あるいは市の保有する情報にて、施設入所していないかどうかを調査すべきであった。それらを行うことなく、手当の支給を続けていたことは、行政の怠慢と指摘されても致しかたない。

よって、小金井市議会は、小金井市長に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 本件に関して詳細な調査を行い、市長及び行政の責任を明確にすること。
- 2 過払い金の返還請求に関しては、個々の障害者の家計の事情に配慮し、適切な措置を講じること。
- 3 既に時効により請求権を失っている過払い金に関して、総額を明らかにすること。
- 4 本件事案のような過払い金が発生しないよう、市の全ての業務に関して総点検を行い、結果を議会に報告すること。

以上、決議する。

令和4年 月 日

小金井市議会

議員案第54号

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例の専決処分事件の監査請求
について

小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年12月26日提出

小金井市議会議員

水 上 洋 志

高 木 章 成

森 戸 よう子

(提案理由)

令和4年第3回定例会において、市議会厚生文教委員会が継続審査と議決した「小金井市立保育園条例の一部を改正する条例」を、前市長が専決処分し市議会の審議権を侵害する事件が発生した。本事件について、市議会として監査の請求する必要があるため、本案を提出するものである。

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例の専決処分事件の監査請求 について

本市議会は地方自治法第98条第2項の規定により、監査委員に対し、下記の通り監査を求めるものである。

1 監査を求める事項

令和4年9月27日未明、市議会厚生文教委員会は市議会本会議から付託された「小金井市立保育園条例の一部改正条例」（以下、「廃園条例」と言う）について、小金井市議会基本条例第10条の規定に基づき、参考人招致の動議を議決し、継続審査とした。同月28日の本会議において、厚生文教委員会が廃園条例を継続し、閉会中審査することとした旨の委員長報告がなされた。

この市議会の結果を受け、西岡真一郎前市長は同月29日、地方自治法の「議会において議決すべき事件を議決しないとき」にあたるとして、継続した廃園条例を専決処分するという事件が発生した。

専決処分した場合、市長は「専決処分の報告と承認について」（以下「専決処分承認議案」と言う）を議会に報告し承認を求めなければならないため、10月7日の本会議に「専決処分承認議案」を上程したが、市議会は賛成2、反対20で不承認とした。

よって小金井市議会は監査委員に対し、市長が、委員会が継続審査とした廃園条例案を専決処分した事件について、地方自治法に違反していないかどうか監査を求める。

2 理由

(1) この間の専決処分をめぐる経緯は次の通りである。

小金井市（以下、「市」という）は、平成9年9月に策定された「小金井市行財政改革大綱」において、一部の園での看護師の非常勤化や栄養士の各園配置を見直しする考え方とともに、あわせて民間委託や公共的団体等の活用の検討について明記された。

市は平成29年4月、行財政改革プラン2020に「委託・民営化」を方針として示した。それをもとに平成29年9月「公立保育園2園を平成32年度に民営化」と「公立保育園1園をその後に、民営化する」方針を策定した。

その後令和元年9月、公立保育園5園中2園を民営化する方針を令和4年4月に延伸する変更を行い、市議会、公立保育園運営協議会において保護者への説明を行ってきた。しかし保護者との間では民営化の協議に至らなかった。

その後令和元年11月、市として保育業務の総合的な見直し(公立保育園民営化)は進めるべき課題であるとして、あらゆる可能性を排除せず、待機児童解消、多様な保育ニーズへの対応など子育て環境の充実に向けた取り組みを進めることが示された。

市は令和3年3月に「すこやか保育ビジョン」等を市民参加で策定したが、昨年7月「新たな保育業務の総合的な見直し方針について」(以下、「廃園方針」と言う)を明らかにし、5つの公立保育園のうち3園を、民営化から廃園に方針を変更することを、市議会、保護者、市民に説明した。

このことを知った公立保育園保護者有志が、同年第3回定例会に、「利用者等との十分な協議・理解を得ないまま公立保育園の廃園への準備行為の中止を求める陳情書」を6,155名の署名を添えて提出し、市議会は、同定例会において、全会一致で採択した。

因みに令和3年第4回定例会から令和4年第3回定例会までに、13件の陳情書が市民から提出され、市議会は継続審査となっている。

市議会の意思を受け、市は10月から22年1月にかけて市民、保護者への説明会を計11回開催した。

令和4年2月、市は突然、「廃園条例」のパブリックコメントを実施した。その結果、212名から565件の意見が寄せられたが、廃園に疑問を持つ声が圧倒的多数だった。

その後市議会議員有志から、市議会全体の議論が必要であるとして、市議会全員協議会を開催することが要請され、小金井市は6月定例会中から9月末までに合計6回の全員協議会を開催した。

その間、市民・公立保育園5園の父母会、廃園対象園の保護者からは、市長に対し話し合いの要請がなされたが、市長はこの要請を拒否し、第3回定例会に「廃園条例」を上程した。

「廃園条例」は、厚生文教委員会に付託することを全会一致で承認し、厚生文教委員会で審査された。9月27日の同委員会では、公立保育園の役割、保育の質の問題、財政効果などの議論がこれまでに引き続き質疑された。

一委員から、専門家の意見を聞くべきとの意見が表明され、参考人招致の動議

が提出された。同動議は賛成4、反対3で可決された。一方、「廃園条例」を採決する動議が提出されたが、反対多数で継続審査となった。併せて市民からの陳情書も継続審査となった。

9月28日の本会議において厚生文教委員会委員長報告が行われ、「廃園条例」が継続審査となったことについて報告がされ、一定の質疑が行われ、複数の議員からは委員会の結論を尊重する旨の表明があった。

同月29日決算特別委員会1日目の日程であったが、西岡市長から昼休憩に継続審査となった「廃園条例」を専決処分したことが各議員に伝えられた。そのため、同日の決算特別委員会の開催が不可能となり、市議会は市長の専決処分に対する対応の協議を行い、決算特別委員会の開催は延期し、決算特別委員会の日程を変更し、4日間にわたって全員協議会が開催された。

10月7日最終本会議に、市長から、「専決処分承認議案」の報告がなされ、質疑終了ののち、採決が行われ、賛成2、反対20で「専決処分承認議案」は不承認となった。

これを受け前市長は、「一身上の都合」により辞職した。

- (2) 「専決処分」は、予算や条例を議会の議決を経ないで市長が決めることができる強力な権限である。その運用については地方自治法第179条第1項に規定されており、①普通地方公共団体の議会が成立しないとき、②第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、③普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、④議会において議決すべき事件を議決しないときとされている。極めて限定的なものである。それは市長の濫用によって、独裁的な自治体運営を防ぐためである。

今回市が行った専決処分は以下の点に問題があると考えられる。

- (1) 「議会運営の実際」(地方議会研究会編著自治日報社)によれば、当該議案を執行する必要がある場合は、会期中に審議している議案であっても専決処分の対象にはなるが、この場合、長は審議権を尊重する立場から、議会と十分連絡をとり、専決処分する必要があると解説している。

しかし今回の場合、調整は全く行われず、突然専決処分を行っている。市長を支えてきた議員も知らされていなかった。

- (2) 市は、条例の施行期日を令和4年10月1日としており何度も議決をお願いし

たが、継続審査となったため、「議会が議決しない」時にあたるため専決処分したと説明している。

しかし、令和4年10月1日からの施行日は、市長が判断して明記したもので、国の法律等により施行期日を決めたものではなく、あくまで市長の任意で決定した施行日である。

市議会が慎重な審議の必要性から、継続審査することによって、施行日を変更することはありうることである。第一法規のウェブ解説でも、施行期日は市長が決めたものであり、議会の審議が拘束されるものではないという趣旨の説明をしている。

厚生文教委員会において採決することを求める動議が提出されたが、賛成3、反対4で継続審査が決定した。最終本会議の委員会の審査報告において、廃園条例が継続審査となったことが報告された。この点について意見を述べる議員もいた。

- (3) 専決処分の判例から見ても、今回の市議会厚生文教委員会の継続審議は、「議会が議決すべき事件を議決しないとき」には該当しないと考える。

千葉県白井市で鉄道会社への補助金をめぐって、市長は市議会が補正予算を「議会が議決しないとき」と判断し専決処分を行った。これに対し市議会は、専決処分を不承認にした。

この件について、住民が債務不履行または不法行為に基づき補助金支出額の損害賠償請求等を求め、千葉地方裁判所に提訴した。結果は違法性が認められている。白井市側は控訴、上告したが、東京高裁は平成25年8月29日同様の判決を下し、最高裁は棄却している。

判決文でも指摘しているように、「議決を欠く事態が出現すれば直ちにこれに当たるのではなく、外的または内的な何らかの事情により長にとって議会の議決を得ることが社会通念上不可能ないしこれに準ずる程度に困難と認められる場合」に専決処分をすることはできるとしている。

今回の市の場合は、動議提出者から、「公立保育園の役割」、「保育の質」、「財政効果」などの市側の答弁が不十分であり、議決の参考にするため参考人招致を行い外部の意見を参考にすることが説明され、議決の意思があることが表明されている。

今回の市の対応は、厚生文教委員会が、真剣に審査しようとしている審議権を奪うものである。故意に議決をしないということには当たらない。

※ 参考

<千葉県白井市：(平成25年(行コ)第189号損害賠償請求等を求める請求控訴事件(原審：千葉地方裁判所平成22年(行ウ)第42号)口頭弁論終結日平成25年7月11日)>

「専決処分制度は、法が重要な事項を議会の議決事件と定める(法第96条)一方で、必要な議決または決定が得られない場合の補充的手段として、普通地方公共団体の長(以下、単に「長」という。)に議会の権限に属する事項を代わって決定する権限を与え、議会と長との関係の調整を図り、地方行政の渋滞を防止する制度と解される。

上記趣旨に鑑みれば、長は、議会の権限に属する事項については議会の意思決定に従うのが本来であり、専決処分は、議会の意思決定を得ようとしても得られない場合に例外的に認められる手段であると解される。

これに加えて、法第179条第1項の定める専決処分をすることができる事由のうち、本件で問題となる「議会において議決すべき事件を議決しないとき」以外の事由がいずれも普通公共団体の執行機関である長にとって議会の議決を得ることが不可能ないし著しく困難な場合に当たることをも考慮すれば、「議会において議決すべき事件を議決しないとき」の意味するところについても、議決を欠く事態が出現すれば直ちにこれに当たるのではなく、外的または内的な何らかの事情により長にとって議会の議決を得ることが社会通念上不可能ないしこれに準ずる程度に困難と認められる場合、例えば、天災地変等の議決を不可能なら占める外的事情がある場合、議会が議決しないとの意思を有し、実際にも議事が進行せずに議決まで至らない場合などでなければならぬと解される。」としている。

3 回答期限

令和5年2月28日